

調査協力減算制度について

公正取引委員会事務総局



目次

- 1. 課徴金制度の改正経緯
- 2. 調査協力減算制度の概要
- 3. 調査協力減算制度の手続
- 4. コンプライアンスの推進と留意点
- 5. 減免申請方法の変更(電子メール)

1. 課徴金制度の改正経緯



(1) これまでの改正

(1977) 昭和52年改正 (課徴金制度導入) (S52.6公布·S52.12施行) 対象行為 対象行為

平成3年改正

(1991)

(H3.4公布·H3.7施行)

平成17年改正

(2005)

(H17.4公布·H18.1施行)

対象行為の拡大

+ 支配型私的独占 購入カルテル

(2009)

平成21年改正

(H21.6公布·H22.1施行)

対象行為の拡大

+ 排除型私的独占 共同の取引拒絶 不当廉売・差別対価 再販売価格の拘束 優越的地位の濫用

業種別算定率

対価に影響があるもの

対価に係るもの

_	
	算定率
製造業	2%
卸売業	0.5%
小売業	1%
上記以外	1.5%

(注)算定率は,法人企業統計の経常 利益率を基に設定。

算定率の引上げ

中小企業軽減算定率の導入

	原則	中小企業				
製造業等	6%	3%				
卸売業	1%	1%				
小売業	2%	1%				

(注)算定率は、法人企業統計の営業利益率を基に設定。

算定率の引上げ

	原則	中 小企業 (注2)
製造業等	10%	4%
卸売業	2%	1%
小売業	3%	1.2%

(注1)算定率は、過去の違反事件による不当 利得の推計値を基に設定。

(注2)支配型私的独占には適用されない。

		製造業等	卸売業	小売業	
不当な 取引制限(注)		10% (4%)	2% (1%)	3% (1.2%)	
私的	支配型	10%	2%	3%	
独占	排除型	6%	1%	2%	
不公正な	不当廉 売等の 4類型	3%	1%	2%	
な取引方法	優越的 地位の 濫用	1%			

(注)括弧内の数字は中小企業に対するもの。

「繰返し違反行為:5割増し

早期離脱:2割減

課徴金減免制度の導入

・最大3社まで課徴金を減免

裾切り額の引上げ:100万円未満

主導的事業者:5割増し

課徴金減免制度の拡充

- ・適用事業者数の拡大→最大5社
- •同一企業グループによる共同申請

その他

加

減算

象

算定率

裾切り額:20万円未満

除斥期間:3年

据切り額の引上げ:50万円未満 課徴金対象期間の限定:3年以内

除斥期間の延長:5年

1. 課徴金制度の改正経緯



(2) 令和元年改正に至る経緯

課題

従来の課徴金制度が一律かつ画一的に算定・賦課するものであるため,

- □事業者が公正取引委員会の調査に協力した度合いにかかわらず
 - 一律の減算率となる
- □違反行為の実態に応じて適切な課徴金を課すことができない

見直しの方針

▶ 公正取引委員会の<u>調査に協力するインセンティブを高める仕組みを導入</u>し、事業者と 公正取引委員会の協力による効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う領域を拡大 するとともに、複雑化する経済環境に応じて<u>適切な課徴金を課せる</u>よう、独占禁止法を 改正する。

見直しの効果

- ▶ 事業者と公正取引委員会が、対立した関係ではなく、同じ方向を向いて協力して独占禁止法違反行為を排除
- ▶ 複雑な経済環境に応じた必要十分な課徴金の賦課の実現による独占禁止法違反行為に対する抑止力向上
- 公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進

令和元年6月19日 改正独占禁止法成立(令和元年法律第45号・令和元年6月26日公布) 令和元年7月26日、令和2年1月1日、同年12月25日の三段階で施行

併せて、新たな課徴金減免制度をより効果的に機能させるための取組として、判別手続を整備

1. 課徴金制度の改正経緯



(3) 令和元年改正の主な改正内容

主な改正内容

ロ調査協力減算制度の導入等

- ✓ 申請順位に応じた減免率に、事業者の実態解明への協力度合いに応じた減算率を付加
- ✓ 申請者数の上限を撤廃(全ての調査対象事業者に調査協力の機会あり)
- ✓ 事業者による協力の内容と公正取引委員会による減算率の付加について両者間で協議

ロ課徴金の算定方法の見直し

次頁以降の説明事項

- ✓ 算定期間を延長, 一部の売上額が不明な場合の課徴金の算定基礎の推計規定を整備
- ✓ 密接関連業務の対価や談合金等を算定基礎に追加
- ✓ 軽減算定率・割増算定率の見直し

ロ<u>その他の改正</u>

- ✓ 排除措置命令及び課徴金納付命令の除斥期間の延長
- ✓ 課徴金の延滞金利率の引下げ、検査妨害罪の法人等に対する罰金額の上限の引上げ、 犯則調査手続における電磁的記録の証拠収集手続の整備 等

新たな課徴金減免制度をより効果的に機能させるための取組

口判別手続

✓ 一定の条件を満たすことが確認された事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の 内容を記録した物件を審査官がその内容に接することなく還付する手続(判別手続)を整備

ロ供述聴取後のメモ作成

✓ 課徴金減免申請者の従業員等は、供述聴取終了後その場でメモを作成することができる

2. 調査協力減算制度の概要



調査協力減算制度とは

- ▶ 申請順位に応じた減免率に、事業者の実態解明への協力度合い に応じた減算率を付加する制度
- ▶ 事業者による協力の内容とそれに対応する減算率については、 事業者と公正取引委員会の間で協議、合意の上で決定される
 - (※) **令和2年12月25日以降に減免申請を行った事業者**に対して同制度が適用される。

調査協力減算制度の目的

事業者が公正取引委員会の事件調査に協力するインセンティブを高めることにより、**効率的かつ効果的な事件の真相解明並びに違反行為の排除**及び抑止を図る

関係法令等

- 課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則(規則)
- 調査協力減算制度の運用方針(運用方針)

2. 調査協力減算制度の概要



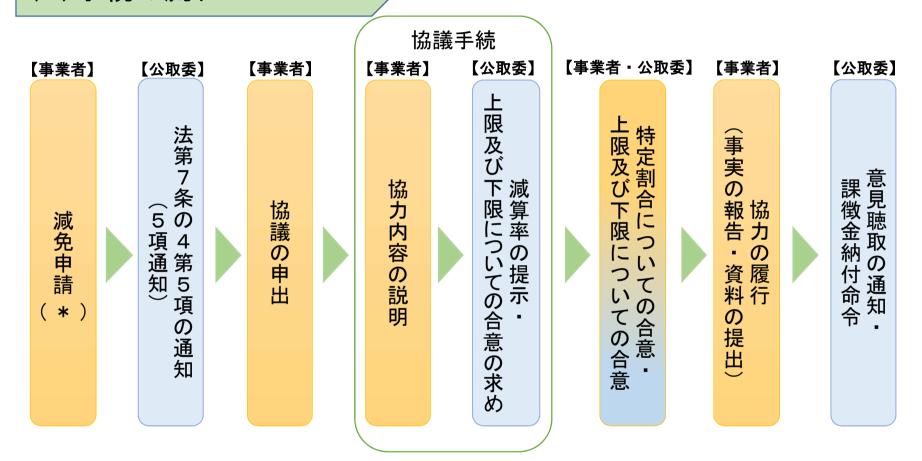
適用される減免率

調査開始	申請順位	申請順位に応じた 減免率 (課徴金減免制度)		事件の真相の解明に資する 程度に応じた減算率 (調査協力減算制度)	適用される減免率
	1位	全額免除		<u> </u>	全額免除
前	2位	20%		最大40%	最大60%
ĦIJ	3~5位	10%	4		最大50%
	6位以下	5% ※2			最大45%
後	最大3社 (調査開始日前を含め 最大5社まで)	10%		最大20%	最大30%
	上記以下	5% %2			最大25%

- ※1 調査開始日前1位の課徴金減免申請者は、調査協力減算制度の対象とならない。
- ※2 課徴金減免申請者数の上限は撤廃された。



(1)手続の流れ



(*)<mark>減免申請の方法をファクシミリから電子メールに変更</mark>(規則第4条及び第7条)

(詳細は後記「5. 減免申請方法の変更」)

<u>調査期間を通じて、公正取引委員会は事業者との密接なコミュニケーションを行う。</u>



(2)協議(規則第14条・運用方針3(1)及び(2)ア)

- ▶ 事業者は,調査協力減算制度における報告等の内容について 説明
 - →協力の内容には、公正取引委員会からの追加報告等の求めに応じること (法第7条の5第1項第1号ロ及びハ)を必ず盛り込まなければならない。
- > 公正取引委員会は、説明を受けて減算率を提示
 - ◆ 協議の申出ができるのは、公正取引委員会が課徴金減免申請を受けた 旨の通知(5項通知)を受け取った事業者に限られる。
 - ◆ 協議の申出の期限は、5項通知を受けた日から起算して10開庁日を経過する日まで。



(3)合意(運用方針3(2)イ)

①特定割合についての合意(法第7条の5第1項)

課徴金減免制度における報告等の内容を含め、事業者が合意時点までに把握している事実等を評価して、合意において定める特定の減算率(特定割合)を適用する合意

②上限及び下限についての合意(法第7条の5第2項)

事業者が合意後に新たに把握し、公正取引委員会に報告等した事実等を評価して、合意において定める上限と下限(事業者が合意時点までに把握している事実等を評価して定める割合:特定割合)の範囲内で、公正取引委員会が決定する減算率(評価後割合)を適用する合意

調査期間を通じた協力の内容が減算率に反映されることは、 事業者にとっても有益と考えられることから、公正取引委員会 は通常、「②上限及び下限についての合意」の求めを行うこと になる。



- (4)協力の履行,減算率の決定(運用方針3(3)及び(4)
 - ▶ 事業者は、合意した協力内容を、合意で定めた期限までに履行
 - ▶ 公正取引委員会は、事業者の報告等の内容について事件の真相の解明 に資する程度を評価して、減算率を決定し、適用

減算率の決定過程

- ①特定割合についての合意
- 事業者が合意時点までに 把握している事実等

合意

課徴金 納付命令

合意において定めた特定割合により課徴金額が減額



- ②上限及び下限についての合意
- 事業者が合意時点までに 把握している事実等

合意

事業者が合意後に新たに把握し、 報告等を行った事実等 課徴金 納付命令

通常, 公取委から 求める合意

合意において定めた上限及び下限の範囲内で公正取引委員 会が決定した減算率(評価後割合)により、課徴金額が減額



(5)評価における考慮要素(運用方針4(1))

- ①具体的かつ詳細であるか否か(具体的かつ詳細)
- ②「事件の真相の解明に資する事項」について網羅的か否か(網羅的)
- ③当該事業者が提出した資料により裏付けられているか否か(裏付け)
- ▶ 特定割合及び評価後割合は、事業者が行った報告等の内容による事件の 真相の解明に資する程度に応じて判断される。
- ▶ 事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、事件の真相の解明の状況を踏まえつつ、事業者が行った報告等の内容が、上記①②③の各要素をそれぞれ満たしているか否かを考慮する(※)。
 - ※ 各要素の考慮に当たっては、例えば、調査対象の事件の事実認定において必要となる事件の真相の解明に資する事項について、他の事業者等から収集した事実等から判断した報告等事業者の違反行為への関与の度合いに応じ、その把握し得る限りで報告等がされたか否かといった、事件の真相解明の状況を踏まえることとなる。



(6)事件の真相の解明に資する事項(規則17条・運用方針4(2)及び別紙)

違反行為に係る事項	違反行為の対象となった商品又は役務
	違反行為の態様
	違反行為の参加者
	違反行為の時期
	違反行為の実施状況
	その他違反行為に係る事項
課徴金に係る事項	課徴金額の算定の基礎となる額
	課徴金額の算定率

- ▶ 審査官等が行う供述聴取等において、従業員等の供述によって公正取引委員会が把握した事実については、上記事項に係る事実としては評価しない。
- ▶ しかし、当該供述内容を、事業者が報告等を行った場合には、上記事項に係る事実として評価する。



(7)減算率(運用方針4(3))

▶ 減算率は3つの「評価における考慮要素」(①具体的かつ詳細, ②網羅的, ③裏付け)を満たした個数に応じた3段階(高い, 中程度, 低い)で定められる。

調査開始日前	調査開始日以後	事件の真相の解明に資 する程度
40%	20%	高い (全ての要素を満たす)
20%	10%	中程度である (二つの要素を満たす)
10%	5%	低い (一つの要素を満たす)

▶ 上限及び下限についての合意をする場合,公正取引委員会が提示する減算率の上限は,通常,<u>調査開始日前</u>に課徴金減免申請をした事業者は40%, <u>調査開始日以後</u>に課徴金減免申請をした事業者は20%となる。

4. コンプライアンスの推進と留意点



コンプライアンスの推進

- ▶ 企業が独占禁止法コンプライアンスを推進することは、実効性のある調査協力につながる
- ▶ 調査協力減算制度の利用には従業員の協力が必要不可欠

社内リニエンシー制度の整備

- ▶ 社内リニエンシー制度とは、従業員が独占禁止法違反行為に関与した場合において、当該従業員が自主的に違反事実について所要の報告等を行った場合、最終的な懲戒内容の軽減について考慮する取扱いのこと
- ▶ 独占禁止法違反行為の社内における早期発見と、その後の社内調査や公正取引委員会等による調査における関係従業員の協力姿勢の確保につながる方策として導入されている
- ▶ 社内リニエンシー制度を整備するに当たっては、できる限り、①社内規定において懲戒内容の軽減を考慮する旨を明記すること、及び②社内リニエンシー制度の存在とその内容を従業員に対して明確に周知することが望ましい。

内部通報制度の整備

- ▶ 内部通報制度とは、法令や社内規定等に違反するような行為に関する社員による通報又は自主申告を受け付けるための窓口のこと
- ▶ 内部通報制度は、水面下で生じている問題行為に関する情報を入手する上で重要な手段であり、内部通報制度を設けるだけでなく、利用されるものとすることが必要
- ▶ 内部通報制度の存在やその意義,具体的な利用方法を従業員に対して十分に浸透させることが重要

留意点(従業員に対する取扱い)

▶ 調査協力減算制度が十分に機能するためには、公正取引委員会の調査に協力した従業員を、その供述内容等により、不当に不利益な取扱いをすることのないようにする必要がある

5. 減免申請方法の変更(電子メール) (公正取引委員会



- ▶ 令和2年12月25日から、課徴金の減免申請の方法が変更され、 ファクシミリから電子メールへ(※)
 - ※ 同日以降. ファクシミリによる課徴金の減免申請は受け付けられなくなる

電子メールの送付先: genmen-2020●jftc.go.jp

(迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「●」と記載。 電子メールを送信する際には、「@」(半角)に置き換えが必要)

<注意事項>

メールシステムの設定等によっては、公正取引委員会に電子メールが到達するま でに時間を要する場合又は届かない場合がある。また、電子メールにウイルスが含 まれている場合には、公正取引委員会は当該電子メールを受信できない。

電子メールを送信した際には、課徴金減免管理官に対して 受信の有無を電話で問い合わせることを推奨

くお問い合せ先>

調査協力減算制度について

審査局 管理企画課 企画室 03-3581-3386(直通)

課徴金減免申請の方法について

審査局管理企画課課徵金減免管理官03-3581-2100(直通)

公正取引委員会のウェブサイトにおいても、 調査協力減算制度、課徴金減免申請の方法について紹介しております。 https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/genmen_2.html

